

財 第 1 2 0 号

令和 8 年 8 月 6 日

各部・課（室）の長

様

各出先機関の長

経営企画部長

令和 9 年度予算編成方針（依命通達）

1 国の動向

本年 7 月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 6」によると、国は、「強い経済」の実現に向けて、日本経済の成長力と国民の安全と安心を確保し、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益を上げ、税収が自然増へ向かう好循環を目指すとしている。また、「責任ある積極財政」に基づく「中長期経済財政計画」により、民間投資拡大による供給力の強化を、経済規模の拡大、税収基盤の強化につなげ、「強い経済」と「財政の持続可能性」の一体的実現を目指すとしている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和 7 年度決算における本市の財政状況は、実質単年度収支はマイナス 1 億 5,152 万 1 千円となり、前年度より改善したものの 3 年連続の赤字となった。また、経常収支比率は人件費、物件費、扶助費の増加により 93.8%となり、前年度と比較して 1.3 ポイント上昇した。経常収支比率の上昇は、4 年連続となり、財政の硬直化が進んでいる。

歳入においては、市税収入の増加が見込まれるものの、依存財源である国庫支出金や県支出金も増加が予想され、持続可能な財政運営のため、今後も安定的な自主財源の確保に努めていく必要がある。

一方で歳出においては、人件費及び物件費の上昇が見込まれる中、子育て支援や高齢化の進行等に対応するための社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策、ごみ処理施設整備の早期実現等、財政状況に影響を与える社会情勢の変化や市が抱える課題に直面している。

3 予算編成方針

以上を踏まえ、令和9年度の予算編成に当たっては、四街道市総合計画基本構想に定める新たなまちづくりの方向性『幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road -』の実現を目指し、「HAPPY SMILE PLAN（令和6年度～令和10年度）」に掲げた計画事業に重点的に予算を配分し、事業の目標達成に向けて着実に推進する。事業の予算化に当たっては、市民協働、公民連携、デジタル化（DX）、シティプロモーションの4つのまちづくりの推進力（エンジン）を踏まえるものとする。

また「第9次行財政改革推進計画」に掲げた項目を着実に実施し、多様化する市民ニーズに対応するため、事業の見直しを含めた効率的・効果的推進と、持続可能な財政基盤構築の両立に向けた取組を更に強化する。

限られた財源を有効に活用するため、事業費については目的、成果及び費用対効果を検証し、効果が乏しい事業については存廃を含めた抜本的な見直しを行い、事業の予算化に当たっては実施手法を精査し、他自治体との比較を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう、効率化と経費の削減に努めること。

以上を令和9年度予算編成方針とするので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達する。

記

1 基本的事項

- （1）令和9年度当初予算の要求に当たっては、年度途中において安易に補正措置を講ずることのないよう歳入、歳出ともに所要額を漏れなく計上すること。

- (2) 職員は、厳しい財政状況を認識し、限られた財源を効果的に必要な事業に重点配分するため、事業に優先順位を付け、必要性和緊急性の高い事業であり、かつ費用対効果の高い事業を優先的に実施すること。
- (3) 市内の公共施設は「公共施設個別施設計画」に従い、老朽化等による修繕や大規模改修等の更新を実施し、更新の際には、脱炭素化を推進する取組について検討すること。また「公共施設等総合管理計画」において、公共施設の20%以上縮減を目標としていることを踏まえ、市有地や既存施設等のストックを活用し、新たな用地取得や施設建設を抑制すること。
- (4) 「地域未来戦略」の推進、物価上昇を上回る賃金上昇に向けた環境整備、官民連携の強化による投資の促進、防災・減災・国土強靱化の推進、少子化対策とこども・若者のための政策の推進、自治体A X / D X 等、国が重要政策課題として掲げる事業については、国の概算要求や地方財政対策の動向を注視し、財源の確保に努め、迅速かつ的確に予算化すること。
- (5) 物価・人件費の高騰など急速な社会情勢の変化に対応するため、令和9年度当初予算編成は、すべての経費において一件査定とする。
- (6) 職員の創意工夫に基づいた、新たな歳出の削減策を対象にしたインセンティブ予算制度を、令和9年度当初予算編成においても実施するので、予算編成から予算執行に至るまで、全庁を挙げて収支改善に努めること。また、HAPPY SMILE PLANに掲げていない事業を予算化する際は、インセンティブ予算制度を活用すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 歳入全般については、収納率の向上に努め、受益者負担の適正化を踏まえた使用料及び手数料等の見直しによる増収に向けた取組や、市有財産の活用、各種団体が行っている助成制度の活用、公民連携の推進等による新たな税外収入の確保を図ること。
- (2) 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、収入未済については徴収努力を講じ、収納率の向上と収入確保を図ること。

- (3) 使用料及び手数料、分担金及び負担金については、市民負担の公平性を確保するとともに、他自治体や類似施設の料金と著しく乖離している場合は、負担割合の見直しも含めて検討し、受益者負担の適正化を図ること。
- (4) 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、補助制度の新設や変更に的確に対応し、確実に財源の確保に努めること。また、要求に当たっては、補助対象、補助率、補助単価を適正に計上し、超過負担とならないよう特に留意すること。
- (5) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付等有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。
- (6) 市債については、後年度の義務的経費の増加による財政の負担を考慮し、市債を財源とする普通建設事業はできる限り抑制すること。予算の要求に当たっては、交付税措置のある市債を活用することとし、計画策定が起債の条件となるなど条件があるものについては、必要な手続を確認し、計画の策定等に早急に取り組むこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 経常経費については、令和8年度予算額以下の要求を原則とし、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に把握し、既存事業は前例踏襲とならないよう、事業の効果、必要性、効率性を検証し、事業実施方法を含めた見直しを行うとともに、改善内容を予算に反映させて経費の縮減に努めること。特に費用対効果の乏しい事業、民間で実施可能な事業、事業開始から長期間見直しをしていない事業、他自治体より費用負担の大きい事業については、存廃を含めた抜本的な見直しを行い行政の効率化を図ること。
- (2) 政策経費については、事業の目的や効果を明確にし、行政ニーズ、費用対効果、執行計画、将来の見通し、後年度の費用負担について明らかにした上で要求すること。また、新規・拡充事業については、インセンティブ予算制度の活用を始めとする、予算編成から予算執行に至るまでの歳入・歳出全般の収支改善の効果により財源を捻出すること。

- (3) 会計年度任用職員については、令和8年度予算の勤務内容、勤務時間を上限とすることを基本とする。会計年度任用職員を要する事務・事業については、課題を抽出し、事業の見直しを検討した上で、必要最小限の額を正確に積算して要求すること。既に配置されている事務・事業においても効果を検証し見直しを図ること。
- (4) 扶助費等については、対象人数、単価、伸び率を精査して要求すること。国・県の補助事業については、制度改正の動向を注視し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。市の単独事業については、制度の必要性や他自治体の実施状況等から合理性を判断し、必要に応じて自己負担額や給付水準の見直し、廃止等の制度改正を検討すること。また、国・県の補助事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。
- (5) 補助費等については、終期を迎える補助金等の見直しに基づいた要求とすること。廃止・減額等について要検討とされたものは、事業の効果を検証して見直しを行い、要求額の抑制に努めること。なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金等交付に関する基準」を踏まえ、公益性、事業効果等を検証して要求すること。

4 その他の事項

- (1) 特別会計においても以上の方針に準じて予算編成を行うものとする。
- (2) 特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出基準に基づくことを原則とする。